-般社団法人 信州いいやま観光局 ご旅行条件書(国内募集型企画旅行)

本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引 条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面 の一部となります

2. 募集型企画旅行契約 (1)この旅行は一般社団法人信州いいやま観光局(本 所・事務局:長野県飯山市大字飯山1110番地1/主 たる営業所:長野県飯山市飯山772-6 長野県知事登 録第2-492号 以下「当社」といいます)が企画・ 実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は 当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。 (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って

(2) 当社はおる春秋が当社のためる旅行日程に促って 運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行 に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます) の提供を受けることができるように、手配し、旅程管 理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行 条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する 確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。) 及び 当社旅行業約款募集型企画旅行の部(以下「当社約款」 といいます) によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当社に募集型企画旅行契約の申し込みをしよう とする旅行者は、当社所定の必要事項をインターネット、ファックス、電話その他の通信手段により通知(提出)してください。当社は予約リクエストとして一旦受け付け、手配を指定期日内に行い、手配内容を旅行者へ通知します。旅行者はその内容を確認し、申し込むのである。 みの意思を当社に通知します。当社は旅行者の意思を 確認後、予約承諾の旨を通知します。旅行者が当社の 定める期日までに申込金(旅行代金全額)をお支払い いただき契約が成立となります。 なお、支払い方法にクレジットカード決済を選択され

た場合は、カード利用日を旅行契約成立日とします。 (2)当社は団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約 の締結及び解除等に関する一切の代理権を有してい るものとみなします。

(3)契約責任者は当社が定める期日までに構成者の 名簿を当社に提出しなければなりません。

名簿を当住に提出しなければなりません。 (4)当社は契約責任者が構成者に対して現に責任を 負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務に ついては何ら責任を追うものではありません。 (5)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない 場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者 が選任した構成者を契約責任者とみなします。

か選仕した構成者を契約責任者とみなします。 (6)お申込みの段階で満席、満室その他の事由で旅行 契約の締結が直ちにできない場合はお客様の承認を 得て、お客様に期限を確認した上でお待ちいただくこ とがございます(以下この状態を「ウェイティング」と いいます。)。この場合予約可能となるよう、手配努 力を致します。この場合予約の成立は予約可能となっ た旨の通知を行い契約の締結をし、旅行代金もしくは 申込金を受領したときになります。

4. お申込み条件

(1)20歳未満の方は親権者の同意が必要です。15 歳未満の方は特別な旅行企画の内容による場合以外 は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の 旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能 その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場 合はご参加をお断りする場合があります。

(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に傷害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行の申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し 田に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置 に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。 尚この場合医師の診断書を提出していただく場合が あります。又必要に応じて介助者/同伴者の同行など を条件とさせていただくか、コースの一部内容を変更 させていただくか、ご参加をお断りさせていただく場

合がございます。 (4)当社は本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は原則としてお申込みもし くはお申し出の日より原則として1週間以内にご連 絡いたします。

(5)お客様がご旅行中に疾病・傷害その他自由により、 医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当 医師の診断文は加索を必要とりる状態になったとう 社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため の措置をとらせていただきます。これにかかる一切の 費用はお客様のご負担になります。 (6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、状況により別途条件でお受けする場

合があります。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行 動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合は、こ 参加をお断りする場合があります。

(8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申

込みを断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日 程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の 責任に関する事項を記載した契約書面をお渡ししま す。契約書面は旅行内容確認書もしくはパンフレット、 本旅行条件書等により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社 はお客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関 等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅 くとも旅行開始前日までにお渡しします。但しお申込 みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7 日前以降の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあ ります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は当社が別に定める日までにお支払いいた だきます。取消料、違約料および追加料金が発生した 場合はそれをお支払いいただくことがあります。

7. 旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、 満12才以上の方は大人料金、満6歳以上12歳未満 の方は子ども料金となります。

(2)旅行代金は各コースおよびプランごとに表示しております。記載された条件とあわせてご確認くださ

8. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃料金、宿泊費、食 派引してに切かした建区協関の建資付金、信佰資、 事代、体験料、ガイド料、消費税等諸税の他、パンフ レットおよびインターネット上のブランページ等に 旅行代金に含まれるものとして明示されたもの及び 旅行業務取扱料金が含まれています。当該費用はお客 様の都合により一部利用されなくても原則として払 戻しはいたしません。

旅行代金に含まれないもの

前項に記載されていないものは含まれません。特にク リーニング、電話代・通信費等の個人的性質の諸費 用・税等、自由行動時にかかる費用、集合解散地まで の交通費・宿泊費は含まれません。

10. 追加代金

パンフレットおよびインターネット上のプランページ等で「追加代金・追加費用」等の表示をした旅行サー ビスでお客様が選択する性質のもの。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、 暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、 官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービ スの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため やむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当 該事由がとの因果関係を説明して旅行日程、旅行サー ビスの内容を変更することがあります。但し、緊急の 場合においてやむを得ないときは変更後にご説明い たします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合をのぞき旅行代 金の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢 の変更等により通常想定される程度を大幅に改定されたときの改定差額分の増額もしくは減額。 (2)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減

少したときの変更差額分の減額。

(3)第11 項により旅行内容が変更され、旅行実施に 要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を 受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料等 への支払いも含みます)が増加したときは、その差額 分だけ旅行代金を変更します。

13.取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り 消しになる場合はパンフレットおよび弊社 HP 記載の 取消料及び、一部屋の人数利用の変更に対する差額料

金をそれぞれいただきます。 (2)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部変更についてはご旅行全体の 取消しとみなし、所定の取消料を収受いたします。

14. 旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権 ①お客様はパンフレットおよび弊社 HP に記載した取 消料をお支払いいただくことにより、当社の営業日の 営業時間内であればいつでも旅行契約を解除するこ とができます。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで

旅行契約を解除することができます。 a. 旅行内容が変更されたとき。但しその内容が第2 1 項の表中に掲げるものその他重要なものである場 合に限ります。

b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定され

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行

サービスの提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。 d. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなか

ったこ。 ・ 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットおよび弊社 IP に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。 ③当社は①もしくは②により旅行契約が解除になったときは既に収受している旅行代金をもしくは申込金を払戻しいたします。その際取消料が生じる場合は ・ では、これば、これによります。 差し引いた上で払戻しをいたします。

(2)当社の解除権

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは本項(1)に規定する取消料と 同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除 することができます.

。 a. お客様が第4項の当社があらかじめ明示したお申 込み条件を満たしていないことが明らかになったと

し。お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行 人数に満たないとき。この場合は旅行開始前日から起 算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前(日帰 り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通

知をいたします。 c. スノーシューを目的とする旅行における降雪量の ように当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成 就しないとき、あるいはそのおそれが極めて高いとき。 d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行 サービスの提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、パンフレットおよび弊社 HP に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大き いとき。

③当社は①もしくは②により旅行契約が解除になったときは既に収受している旅行代金もしくは申込金を払戻しいたします。その際取消料が生じる場合は差 し引いた上で払戻しをいたします。

15. 旅行開始後の解除

(1)お客様の解除権

①お客様の都合により途中で離団された場合は、お客 のかけない即つにより述せて、解図された場合は、お各様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。②お客様の責に帰さない事由によりパンフレットおよび弊社 IP に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当れない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当

れない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。 ③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。但し当該事由が当社の責によらない場合においては、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約金等の金額を美しまいたものをどを様に払い戻します。 金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解除権

①当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらか じめ理由を説明して旅行契約の一部を解除すること があります。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由 により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。 b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添 乗員等その他の者による当社の指示への違背、これら の者又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等に より団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑

な実施を妨げるとき。 C. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行 サービスが提供の中止、官公署の命令その他事由が生 じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。 ②解除の効果及び払戻し

本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解 本頃(2)の①に記載した事田で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料等の支払いが必要な場合はお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払う取消料・違約料等の費用を差し引いて払戻しいた します

③本項(2)の①のa、c により当社が旅行契約を解除 したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担 で出発地に戻るための必要なお手配をいたします ④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を 解除したときは、お客様の契約関係は将来に向かって のみ消滅いたします。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については有 効な弁済がなされたものとします。

旅行代金の払戻し

(1)当社は「第12項の規定により旅行代金を減額し た場合」又は「第13項~15項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときには、旅行開始前の解除にあたっては解除の翌日から起算して7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあたってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から 30 日以内にお客様に対して当該

金額を払い戻しいたします。 なお、クレジットカード利用の場合において、旅行者 に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社の カード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前 い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起前して七日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知し、カード利用額の変更・返金手続きをカレジットカード会社に対して行います。また、当該の手続きをもって返金が完了したものとします。(2)本項(1)の規定は、第 18 項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

るものではありません。

(3)お客様は出発日より1ヶ月以内に当社へ払戻し をお申し出下さい。

17. 添乗員

- (1)添乗員同行表示コースには全行程に添乗員が同 行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則 として契約書面に定められた日程を円滑に実施する ために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑 な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただき ます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行 目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたし 現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の ます。 業務に準じます。
- (3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いた しません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な 業務を行います。
- **がでいる。(4)現地添乗員、現地係員が同行しないもしくは業務を行わない区間において悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする自由が生じた場合における 代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様自身 で行っていただきます。

- 18. 当社の責任 (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当 社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたとき は、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し損
- は、お客様が概られた損害を賠償いたします。但し損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
 (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービスの提供中止又はこれらのために生じる旅 のサービスの提供中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程 不がになるが開催人はこれがによって上りるがけり仕 の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗 難⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路 変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、 目的地滞在時間の短縮。
- (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知規定に係らず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。 但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は お1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は過失 がある場合をのぞきます)といたします。

- 19. 特別補償 (1)当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500 万円)・後遺障害補償金(1500 万円を上限)・入院見舞金(2 万円~20 万円)及び通院見舞金(1 万円~5 万円)を、ま寺荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1 個又は1 対あたり10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様1 名あたり15 万円を上限とします)を支払います。(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行れない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- せん。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害 が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型 企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダ イビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運 動中の事故によるものであるときは、この限りではあ
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、ク ーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対
- 象除外品については損害補償金を支払いません。 (5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前 項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、

一方の義務が履行されたときは、その金額の限度にお いて補償金支払義務・損害賠償義務も履行されたもの といたします。

20. お客様の責任

- 20. お各様の貝任 (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行 為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないこと により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から 損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際し ては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権 利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について
- 斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又は 当社に申し出なければなりません。
- 当社に中し出なければなりません。 (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により 保護を要する状態にあると認めたときは必要な措置 を講ずることがあります。この場合において、これが 当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当 該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当 該費用を直接お支払いただくか、仮に当社が立替払い をした場合は当社が指定する期日までに当社の指定 する方法で支払わなければなりません。

21. 旅程保証

- (1)当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更 が生じた場合(但し次の①②③で規定する変更を除き ます)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記 載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。但し、当該変更について当社に第 18 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償の全部又は一部 として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は支払い ません。(個し、サービスの提供が行われているにも かかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸 設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更 補償金を支払います。)
- 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- イ. 戦乱
- ウ. 暴動
- エ. 官公署の命令
- オ. 欠航、不通等運送・宿泊機関等の旅行サービス提 供の中止
- カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画 によらない運送サービスの提供
- キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要 な措置
- ②第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除 されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、 当社は変更補償金を支払いません。 ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受
- ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行 サービスの提供を受けることができた場合において
- は、当社は変更補償金を支払いません。 (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項に定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。 マーつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお一人様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。 変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

変更補償金の支払いが必要になる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①確定書面に記載した旅行開	1. 5	3. 0
始日又は旅行終了日の変更		
②確定書面に記載した入場す	1. 0	2. 0
る観光地又は観光施設(レス		
トランを含みます)その他の		
旅行の目的地の変更		
③確定書面に記載した運送機関	1. 0	2. 0
の等級又設備のより低い料金の		
ものへの変更(変更後の等級及び		
設備の料金の合計額が確定書面		
に記載した等級及び設備のそれ		
を下回った場合に限ります)		0 0
④確定書面に記載した運送機	1. 0	2. 0
関の種類又は会社名の変更	1 0	0 0
⑤確定書面に記載した本邦内の	1. 0	2. 0
旅行開始地たる空港又は旅行終了		
地たる空港の異なる便への変更	1 0	2 0
⑥確定書面に記載した宿泊機	1. 0	2. 0
関の種類又は名称の変更 ⑦確定書面に記載した宿泊機	1 0	2. 0
関の客室の種類、設備、景観	1. 0	2. 0
その他の客室条件の変更		
8上記①~⑦に掲げる変更の	2. 5	5. 0
うち募集パンフレット又は確	4. 5	5. 0
定書面のツアータイトル中に		
記載のあった事項の変更		
山戦ののフル事項の友史		

注1:パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容 との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された 旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 注2:⑧に掲げる変更については①~⑦の料率を適用

せず⑧の料率を適用します。

注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他サービスの場合1該当事 項毎に1件とします。

注4:④⑥⑦に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で 複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき

うものをいいます。

注7: ④運送機関の会社名の変更については、等級ま たは設備のより高いものへの変更を伴う場合には適 用しません。

22. 国内旅行保険への加入について

旅行中万一不慮の事故等によりお客様が怪我をされ た場合、あるいは携行品が損害を被った場合等に備え、 当社ではお客様の安全の確保と利便の増進を図る-国ははるがはなります。といればいる場合を 助として全旅協旅行災害補償制度を手配しております。ただし、ご旅行中には、病気、怪我により多額の 治療費、移送費等がかかることがあります。また、事 故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が 大変困難である場合があります。これらを担保するた め、お客様ご自身でも充分な額の国内旅行保険に加入 することをお勧めします。

23. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用さ せていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの るいでは、 受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。また、当社は各種企画のご案内、統計資料の作成、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。その他、当社の個人情報の取扱に関する方針については、当社のホー ムページをご確認下さい。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については パンフレットもしくは旅行内容確認書に明示した日 となります。

25. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員に依頼さ れた場合のそれに伴う費用、お客様の怪我、病気等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様の便宜をはかるため土産店にご案内する とがありますが、お買物についてはお客様の責任で 購入していただきます。当社では商品の交換や返品等 のお手伝いはいたしかねます

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしま せん。

<お問い合わせ先>(旅行企画・実施)

一般社団法人 信州いいやま観光局

TEL: 0269-62-3133 営業時間: 8:30~17:15<土日祝休> URL: http://www.iiyama-ouendan.net/

【本所・事務局】 ₹389-2292

長野県飯山市大字飯山 1110-1 飯山市役所内

【営業所】

=389−2253

長野県飯山市大字飯山 772-6 飯山駅観光交流センター

長野県知事登録旅行業 第 2-492 号 (社)全国旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者 清水 公-※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行 を取り扱う営業所での取引の責任者で す。このご旅行の契約に関し担当者から の説明にご不明な点がありましたら、ご 遠慮なく表記の旅行業務取扱管理者に ご質問ください。

この旅行条件書は2021年4月1日を基準としています。